

(7087) (7088) (7089)

平成 28 年版 パーフェクト宅建 聞くだけ権利関係
平成 28 年版 パーフェクト宅建 聞くだけ法令制限・その他
平成 28 年版 パーフェクト宅建 聞くだけ宅建業法

【法改正・正誤のお知らせ】

平成 28 年 8 月 29 日

(株)住宅新報社

制作本部 出版・企画グループ

TEL.03-6403-7806

【法改正】 上記教材に、以下のような修正が生じたので、お知らせ致します。

ページ・位置	修正前	修正後
聞くだけ権利関係 オリジナルミニテキスト		
修正なし		
聞くだけ法令制限・その他 オリジナルミニテキスト		
P6 上 15 行目	特定用途誘導地区	居住調整地域 または特定用途誘導地区
P11 上 4 行目、及び 9 行目	(10ha 以上)	(10ha 以上、 2 以上の市町村の区域にわたるものに限る)
上 5～8 行目を右のように修正	⑤ 都市再生特別地区，臨港地区の 国際戦略港湾，国際拠点港湾 または重要港湾，歴史的風土特別保存地区，第 1 種歴史的風土保存地区，第 2 種歴史的風土保存地区，緑地保全地域 (2 以上の市町村の区域にわたるものに限る)，近郊緑地特別保全地区，流通業務地区， 航空機騒音障害防止 (特別) 地区 等	
P12 下 10 行目	その同意を得て	町村にあっては ，その同意を得て
P. 52 上 6 行目	指定する区域を除く) 内または	指定する区域を除く) もしくは準景観地区 内または
下 3 行目	特定行政庁が承認した	特定行政庁， 建築主事 または 指定確認検査機関 が承認した

<p>P54 上7～12行目を右のように修正</p>	<p>建築主は、建築物の計画が一定の構造計算に係る基準に適合するかどうかの確認審査を要する場合においては、構造計算適合性判定の申請書を提出して都道府県知事または指定構造計算適合性判定機関（国土交通大臣または都道府県知事指定）の構造計算適合性判定を受けなければならない（同法6条の3第1項、18条の2第1項）。建築主は、都道府県知事等から適合判定通知書の交付を受けた後は、適合判定通知書またはその写しを建築主事等に提出し確認済証を受けることになる（同法6条の3第4項・7項）。</p>	
<p>P69 上8行目の次に右の文章を挿入</p>	<p>なお、上記の④、⑤、⑥の場合は、農業委員会への届出が必要である（農地法3条の3）。</p>	
<p>下10～1行目を右のように修正</p>	<p>(2) 許可権者……都道府県知事（農林水産大臣が指定する市町村（「指定市町村」という）にあつては、指定市町村の長。以下、「都道府県知事等」という）</p> <p>(3) 許可不要の場合……主なものは次のとおりである（同法4条1項ただし書，同法施行規則29条）。</p> <p>① 国または都道府県等が農地を農地以外のものにする場合</p>	
<p>P70 下2行目～ P71 上8行目を右のように修正</p>	<p>(3) 許可権者……都道府県知事等</p> <p>(4) 許可不要の場合……主なものは次のとおりである（同法5条1項ただし書，同法施行規則53条）。</p> <p>① 権利を取得する者が国または都道府県等である場合</p>	
<p>P95 上7～10行目を右のように修正</p>	<p>(2) 不当な表示の禁止（同法5条）</p> <p>事業者は、自己の供給する商品または役務の取引について、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。</p>	
<p>下3～1行目を右のように修正</p>	<p>(3) 景品類の制限および禁止（同法4条）</p> <p>内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、次の事項につき制限し、または景品類の提供を禁止することができる。</p>	
<p>聞くだけ宅建業法 オリジナルミニテキスト</p>		
<p>P74 下6行目</p>	<p>4%を加算した額が</p>	<p>3.2%を加算した額が</p>

以上